

前回研究会のご指摘事項

議題	意見	備考
プラットフォームのインターオペラビリティのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンスタンダードは世の中には多数存在しており、インターオペラビリティの確保さえできていれば、どのスタンダードを採用するかはニーズに応じて決定すればよい。 ・ アプリケーションのインターオペラビリティを考えた場合、アプリケーションに対する要求仕様やシステム設計作業の上流工程は、国の支援等により一気にまとめて行うべきであるという考え方が重要ではないか。 	最終報告書において、出来る限り反映
3つのプラットフォームの共通基盤の充実に向けた取組のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑通信への対処による消費者利益の確保といった観点からの字句をつけ加えていただきたい。 ・ コンテンツの著作権や肖像権に関しては、円滑に処理するためのルールづくり等、何らかの対策が必要ではないか。 ・ 共通基盤の整備における行政の役割として、利用者を支援する観点も追加した方がよいのではないか。 ・ 利用者が使う機器やサービスが危ないという情報を公表していくという施策や、そういう活動を支援するというのもう少し具体的に記述したほうがよいのではないか。 ・ 安全性を担保するアーキテクチャーに関する推奨案や導入する際のガイドライン等を作成していく、といったようなことを「安心・安全の第三者評価」の例示として追加した方がよいのではないか。 ・ 状況に応じてどこまでのセキュリティ対策を講じるべきかの判断材料を提供することが重要であり、それを必ずしも公的な機関が行う必要はないが、そういう情報開示を支援する役割は行政にあると思われる。 ・ 安心・安全の第三者評価の中で、もう少し具体的にセキュリティレベルの判定基準の必要性を記述した方がよいのではないか。 	
公共系プラットフォームの充実に向けた取組のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子投票や納税等、なければ国民の義務が果たせないといった類のサービスは、今回の研究会の対象にはなっていないが、生活が便利になるという話とは全然質が違うもので、検討すべき点の1つではないか。 	
次世代プラットフォームの充実に向けた取組のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い勝手向上の観点からセマンティックウェブ等のセマンティック処理に関する記述を追加して頂きたい。具体的には、位置情報だけでなく、より具体的な目的に即したサービスを提供できる仕掛けが欲しい。 	

ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会 (第5回) 議事要旨

1 日 時

平成17年6月22日(水) 10時00分から12時00分

2 場 所

総務省 第4特別会議室(5階)

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

林敏彦(座長)、徳田英幸(座長代理)、浅野睦八、池田茂、井崎直次、岩浪剛太、大森慎吾、岡村久道、冲中秀夫、熊谷美恵、栗原達雄、権藤淳、斎藤俊一(代理 森田)、高木治夫、高橋秀明(代理 大西)、竹田陽子、寺田航平、蓮水恵継、畠中優行、森泉知行、山崎宇充

(2) 事務局

松井審議官、村手地方情報化推進室長、吉崎総合政策課長、今川総合政策課課長補佐

4 議 題

(1) 前回の指摘事項の確認

(2) 研究会の今後の流れについて

(3) 公共系プラットフォームのあり方について

浅野構成員より公共系プラットフォームのあり方について発表があった。

(4) プラットフォームの充実に向けた取組みのあり方について

池田構成員よりプラットフォームの充実に向けた取組みのあり方について発表があった。

(5) プラットフォームビジネスと情報セキュリティについて

岡村構成員よりプラットフォームビジネスと情報セキュリティについて発表があった。

(6) 企業ヒアリング結果について

(7) 最終報告書（骨子案）について

(3) ～ (7) に対して、各構成員の間で以下のような議論が交わされた。

【プラットフォームのインターオペラビリティのあり方について】

○ 行政システムはプラットフォームとして幾つかあるが、それぞれがオープンスタンダードで作られていた場合、それぞれのスタンダードは単一であるべきか。それとも、インターオペラビリティさえ確保されていれば別々のスタンダードでもよいのか。

○ 後者と考えている。オープンスタンダードは世の中には多数存在しており、インターオペラビリティの確保さえできていれば、どのスタンダードを採用するかはニーズに応じて決定すればよい。

○ 今回の発表で想定しているプラットフォームの範囲はどこか。

○ プラットフォームはアプリケーションの下と位置付けている。アプリケーションは、公共系を例にとると、各種住民サービス等は全て該当するものととらえている。

○ 実際に利用することを考えると、プラットフォームの標準化だけでなく、アプリケーションや業務の標準化にまで踏み込む必要があるのではないか。

○ その通りだと思う。アプリケーションのインターオペラビリティを確保するためには、テストベットのよう形で評価検証を行っていくしかないのではないかと考えている。

○ アプリケーションのインターオペラビリティを考えた場合、アプリケーションに対する要求仕様やシステム設計作業の上流工程は、国の支援等により一気にまとめて行うべきであるという考え方が重要ではないか。実際の開発はそれぞれの自治体がベンダーに発注すればよい。今はその反対で、システムに大きな予算がついて、要求仕様のとりまとめや設計のフェーズにはあまりついていないように思える。

【プラットフォームの充実に向けた取組みのあり方について】

○ 完全に安心ということまでは保証されないため、セキュリティレベルの必要性をご指摘頂いたことは大きい。状況に応じてどこまでのセキュリティ対策を講じるべきかの判断材料を提供してあげることが重要である。それは必ずしも公的な機関が行う必要はないが、そういう情報開示を支援する役割は行政にあるような気がする。

【プラットフォームビジネスと情報セキュリティについて】

○ 法の対策の重要性は強く感じているが、日本の対応は非常に遅い。一方、海外では対策が進んでいる。ネットワークの進展によりクロスボーダー化が進んでいる現在、日本の対応が遅れていることに対して、国際的な要求や一種の協定等の動きは出てこないのか。

○ ISO/IECの動き、2002年のOECDガイドラインの改訂、サイバー犯罪条約の整備など、諸外国での連携は非常に強くなっている。その中で、日本の法制度もできるだけ国際的な動きに合わせて努力していく必要はある。しかしながら、それぞれの国が独自の法制度を持ってここまで進めてきているため、一朝一夕に横並びにするのは若干難しいのも事実。

○ 情報セキュリティに関する法律は様々制定されているが、罰則規定が全体的に甘すぎるのではないかという批判があり、予防法としての効果を発揮するためには、厳しい罰則を前提とした方がよいという意見も多い。

○ 同感である。特定電子メール送信適正化法で今回、限定つきではあるが、直罰がついた。直罰には、威嚇的な効果だけでなく、令状を持って悪質業者を直に摘発することができるということで、摘発がやりやすくなるというメリットがある。

【最終報告書（骨子案）について】

① 共通基盤の整備について

○ 著作権処理の中核機能を担うことによる消費者利益の確保とあるが、総務省的には、迷惑通信に関しての対処による消費者利益の確保が非常に大きいと思うので、そういう観点からの字句もつけ加えていただきたい。

○ コンテンツの著作権や肖像権に関しては、円滑に処理するためのルールづくり等、何らかの対策が必要ではないか。

○ 報告書案に「著作権処理の中核機能を担うことによる」という文言が入っている。

○ 共通基盤の整備における行政の役割として、安心・安全を支える利用者保護となっているが、保護に加えて利用者を支援する観点も追加した方がよいのではないか。

○ 利用者が使う機器やサービスが危ないという情報を公表していくという施策や、そういう活動を支援するということをもう少し具体的に記述したほうがよいのではないか。

また、ホームゲートウェイの機器を例にとり説明すると、安全性を担保するアーキテクチャーに関する推奨案や導入する際のガイドライン等を作成していく、といったようなことを「安心・安全の

第三者評価」の例示として追加した方がよいのではないか。

○ 安心・安全の第三者評価の中で、もう少し具体的にセキュリティレベルの判定基準の必要性を記述した方がよいと思う。

○ セキュリティレベルの選択というのは非常に難しい問題で、単に本人の選択とは言えない部分もある。例えば、ウィルスに感染した場合、本人だけでなく周囲にも迷惑がかかる。

②次世代プラットフォーム) について

○ 次世代プラットフォームに、使い勝手向上の観点からセマンティックウェブ(注:コンピュータに情報の意味(セマンティクス)を理解させることで、情報機器間のやりとりを人間を介さずにコンピュータ自身が解釈できるようにする技術)等のセマンティック処理に関する記述を追加して頂きたい。具体的には、位置情報だけでなく、より具体的な目的に即したサービスを提供できる仕掛けが欲しい。

③公共系プラットフォームについて

○ 公共系プラットフォームに関して、電子投票や納税等、なければ国民の義務が果たせないという種類のサービスは、今回の研究会の対象にはなっていないが、生活が便利になるという話とは全然質が違うもので、検討すべき点の1つではないかと思っている。

以上